

## 監査結果公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

なお、平成14年10月17日までの審査においては、監査委員 伊藤 靖彦、金森 廣二、水野 幹郎、野崎 洋が執行していたものです。

平成14年11月28日

|          |       |
|----------|-------|
| 四日市市監査委員 | 伊藤 靖彦 |
| 同        | 金森 廣二 |
| 同        | 水野 幹郎 |

### 第1 請求の受付

- 1 請求のあった日 平成14年9月30日
- 2 請求人 四日市市在住 小川 政人
- 3 請求の要旨

住民監査請求の要旨については、次のように理解した。

四日市市（以下「市」という。）と株式会社四日市市生活環境公社（以下「公社」という。）が平成12年4月1日に交わした新富洲原ポンプ場他8カ所の運転管理業務委託契約書（以下「委託契約書」という。）第11条では、この契約の履行にあたり、乙（公社）に生じた損害または乙が第三者に及ぼした損害のために生じた経費は、すべて乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲（市）の責めに帰すべき理由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲、乙協議して定めるとなっている。

平成12年9月11日の集中豪雨の際に、公社が豊栄ポンプ場及び樋門（以下「ポンプ場」という。）の運転管理を行うにあたり、委託契約書第12条及びポンプ場運転管理操作要領第9条等の規定を遵守しなかったことによる甲の損害はポンプ場の災害復旧費 1,984,500円と、富田地区住民に対する市税等の減免額 877,900円と富田地区消毒費用 384,000円と富田地区水害ごみ処分費用 557,000円の合計 3,803,400円である。したがって、井上哲夫市長は公社に対して 3,803,400円の損害賠償請求を怠っている。

そこで市として、井上哲夫市長には財産の管理を怠る当該職員として、公社には財産の管理を怠る事実の相手として、両者に対して、連帯して 3,803,400円の損害賠償請求することを求める。

また、四日市港管理組合と富田地区住民にも損害が生じているので、委託契約書第11条に基づいて、損害額の調査をして公社に負担させることを求める。

公社のポンプ運転管理の失敗とする理由（省略）

請求の事実を証する書面については、委託契約書、同ポンプ場運転管理操作要領、損害賠償額を特定する資料など8点が提出された。（省略）

### 第2 調査の結果

豊栄ポンプ場は、十四川河口域を浸水被害から守る目的で、伊勢湾台風後、昭和38年に四日市市港高潮対策事業として三重県において建設されたものである。昭和39年に設置者である三重県知事と四日市市長の間で、「樋門及びその付属物」の管理について委託契約を締結して、その操作維持及び修理を受託した。その後、四日市港管理組合設立後（昭和41年）この契約は四

日市港管理組合と四日市市の間で更新されている。同ポンプ場には6台のポンプが設置されており、第1号並びに第3号～第6号ポンプは四日市港管理組合が設置したものであるが、第2号ポンプについては豊栄ポンプ場の排水能力を向上させるため昭和51年に市が設置したものである。

市は、第1号並びに第3号～第6号ポンプを含む「樋門及びその付属物」の管理（操作維持及び修理）を四日市港管理組合から委託を受けていたが、平成5年度から市は株式会社四日市市生活環境公社に第1号並びに第3号～第6号ポンプの運転管理操作業務を再委託し、第2号ポンプの運転管理操作業務（場内及び場外の機器類の監視、操作及び点検）を委託しているものである。

### 第3 判 断

本件措置請求については棄却する。

#### 理 由

住民監査請求は、地方公共団体（四日市市）が所有する財産等に関する財務会計上の違法又は不当な行為若しくは怠る事実の是正を目的とするものである。それゆえ、本件請求が対象としている違法又は不当な怠る事実とは、四日市市の公有財産（債権を含む）の財産的価値に着目して、その価値を維持保全する財産管理、すなわち、財務会計上の財産にかかる違法又は不当な怠る事実があったか否かを対象とすると解すべきである。

そこで、当該豊栄ポンプ場が財産管理の前提となる市が所有する財産であるのか否かについて調べてみると、同ポンプ場は、昭和38年に四日市港高潮対策事業として三重県が建設したものであり、同ポンプ場内には6台のポンプが設置されている。そのうち、第2号ポンプについては、当該施設の排水能力を向上させるため、昭和51年に四日市市が設置しているものであり、第1号並びに第3号～第6号ポンプを含めて「樋門及びその付属物」の管理（操作維持及び修理）を四日市港管理組合から委託を受け、四日市市が事実上管理しているものの、財産の譲渡を受けたものではない。この委託契約に基づく施設管理権は、法第238条第1項第4号の「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」に含まれず、当該地方公共団体（四日市市）が所有する財産とは認められない。

したがって、本件請求のうち、第1号並びに第3号～第6号ポンプを含む「樋門及びその付属物」の管理については、四日市市の財務会計上の財産を対象とするものとは認められない。よって、「当該地方公共団体の所有に属する財産に関するものでなければ、住民監査請求の対象とはなりえないものである」から不適法な請求であると判断する。

次に、第2号ポンプについては、豊栄ポンプ場の排水能力を向上させる目的で、昭和51年に四日市市が設置したものであり、地方公共団体の所有する財産のうち物品に該当すると認められる。

そもそも住民監査請求の目的から考えると、法第242条第1項の財産の管理を怠るというのは、一般行政上の管理をいうのではなく、すなわち、公物管理をいうのではなく、当該地方公共団体の所有する財産の財産的価値の維持、保全等を直接の目的とする財産管理に限られるところである。

そこで、第2号ポンプが良好な状態に維持管理されず、当初設置した設定どおりに始動したか否かについて調べてみると、集中豪雨のあった当日、ある一定の水位のときに4台目、5台目のポンプとして他のポンプとともに当該第2号ポンプは自動的に稼働しており、財産的価値の維持保全等は適正であり、ポンプの維持管理を怠りポンプ自体が始動しなかったという財産の管理を

怠る事実があったとは認められない。

加えるに、請求人の主張が、平成12年9月11日の集中豪雨に際して、公社の判断ミスがあり、適時に人員配置がなされなかったことにより当該ポンプ場及び樋門の運転に善管注意義務違反があり、委託契約書第11条の規定により、四日市市が公社に対し損害賠償請求を怠っているというものであるとしても、同条は、甲、乙双方の責めに帰すことができない事由により生じた損害の負担については明記していない。

したがって、この場合、通常、民法第534条から同第536条までが適用され、危険負担の債務者主義の原則により、当該施設の設備等に損害が生じたとしても市は公社に対して損害賠償を請求できないものである。

また、委託契約書第11条は、契約の履行にあたり公社に生じた損害又は市と公社以外の第三者に及ぼした損害について規定したものである。請求人が主張する損害は、ポンプ場の災害復旧費、富田地区住民に対する市税等の減免額、富田地区消毒費用、富田地区水害ごみ処分費用であり、これらはいずれも、集中豪雨災害に伴い富田地区と限定せず被害を受けた地域全般にわたって災害復旧などのために四日市市が政策的に支出した費用であり、このような費用の負担については、第11条の規定するところではなく、この点からしても同条を根拠とする損害賠償請求は失当である。

請求人が損害賠償として特定している災害復旧費などについては、被災者からの訴訟等により公社の過失が認定されているわけではないし、実体法上の損害賠償請求権が発生しているわけではないところから、市の財務会計上、財産管理の怠る事実が存在しているとは認められない。

したがって、災害復旧費などの損害賠償請求を怠っているという本件措置請求については、法第242条第1項に定める住民監査請求として理由がないものと判断し、これを棄却する。

なお、四日市港管理組合と富田地区住民の損害に関する措置請求については、本市の財務会計上に損害を与えているものではないので、住民監査請求の対象にはならないことを申し添えます。